

川西市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 7 号

川西市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

川西市情報セキュリティに関する規則（平成16年川西市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報資産</u> 本市の使用するすべての情報システム、情報システムの開発及び運用に係る情報並びに情報システムにおいて取り扱う電子的又は磁気的な方式による情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報セキュリティ</u> <u>情報資産の機密性</u>（情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。）、<u>完全性</u>（情報及び処理の方法が正確かつ完全である状態を安全防護することをいう。）及び<u>可用性</u>（許可された利用者が必要などきに情報にアクセスできることを</p>

(4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性 (情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。)、完全性 (情報及び処理の方法が正確かつ完全である状態を安全防護することをいう。)
及び可用性 (許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。)が維持されていることをいう。

確実にすることをいう。)が維持されていることをいう。

(4) マイナンバー利用事務系 個人番号利用事務 (個人番号を利用する事務であって、社会保障、地方税及び防災に関する事務をいう。)並びに戸籍事務等に関わるネットワーク及び情報システムをいう。

(5) LGWAN接続系 総合行政ネットワークに接続されたネットワーク及び情報システム並びにこれらで取り扱うデータをいう (マイナンバー利用事務系を除く。)

(6) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続されたネットワーク及び情報システム並びにこれらで取り扱うデータをいう。

(7) 通信経路の分割 LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間をつなぐ通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(8) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化、端末機器への画面転送等により、コンピュータウイルス

その不正プログラムの付着等がない
よう安全が確保された通信をいう。

(対象とする脅威)

第3条 市長は、次に掲げるものを情報資産に対する脅威として想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、行政サービスを不能にする目的の攻撃その他のサイバー攻撃及び部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用、システム等の設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作、設定等の誤り、システム等の整備不良、内部又は外部監査機能の不備、業務委託による受託者を原因とする情報資産の漏えい、マネジメントの欠陥並びに機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による行政サービス及び業務の停止等
- (4) 感染症のまん延による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶その他のインフラの障害によるもの

(情報資産の範囲)

第4条 この規則において、「情報資産

	<p>産」とは、本市の使用する全ての情報システム、情報システムの開発及び運用に係る情報並びに情報システムにおいて取り扱う電子的な又は磁気的な方式による情報であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体</p> <p>(2) ネットワーク及び情報システムにおいて取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）</p> <p>(3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書</p>
<p>(遵守義務)</p>	<p>(遵守義務)</p>
<p>第3条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>(情報セキュリティ管理体制)</p>	<p>(情報セキュリティ管理体制)</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(情報統括管理者)</p>	<p>(情報統括管理者)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(情報統括副管理者)</p>	<p>(情報統括副管理者)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(情報セキュリティ管理者)</p>	<p>(情報セキュリティ管理者)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(システム管理者)</p>	<p>(システム管理者)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(情報資産管理者)</p>	<p>(情報資産管理者)</p>

第9条 (略)

2 (略)

(監査の実施)

第10条 (略)

(他の執行機関)

第11条 市長は、他の執行機関と協議し、他の執行機関においてもこの規則に準じて、情報セキュリティを確保するための方策が適切に実行されるよう努めるものとする。

(補則)

第12条 (略)

第11条 (略)

2 (略)

(監査の実施)

第12条 (略)

(自己点検の実施)

第13条 情報統括管理者は、この規則、対策基準及び実施手順が遵守されていることを検証するために、定期的に又は必要に応じて自己点検を実施するものとする。

(規則の見直し)

第14条 第12条の監査及び前条の自己点検の結果、この規則の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報資産に対する脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、この規則を見直すものとする。

(補則)

第15条 (略)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。